

議案第 1 2 号

小田原市情報公開条例の一部を改正する条例

小田原市情報公開条例（平成 1 4 年小田原市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「固定資産評価審査委員会」の次に「、消防長」を加え、同条第 2 項第 3 号を削る。

第 1 1 条第 1 項中「の翌日から起算して 1 0 日」を「から 1 5 日」に改め、同条第 3 項中「公開請求のあった日の翌日から起算して」を「当該期間の末日から」に改め、同条第 4 項中「のあった日の翌日から起算して 3 0 日以内にそのすべて」を「があった日から 4 5 日以内にその全て」に改め、同条第 5 項を削る。

第 2 1 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にされた小田原市情報公開条例第 6 条の規定による公開の請求に対する処分の手続等については、なお従前の例による。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

個人情報保護制度が個人情報の保護に関する法律に基づく制度に移行することに伴い、本市の情報公開制度についてこれを踏まえた所要の整備を行うため提案するものであります。